

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、薩摩川内市子ども医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する事務
②事務の概要	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する条例の規定に基づき、子どもに係る医療費の一部の給付を行う。 ①子ども医療費給付受給資格者登録申請書及び子ども医療費給付金支給申請書並びに登録事項等変更届の受付、審査 ②子ども医療費給付受給資格者証の交付 ③医療費の給付 ④受給資格の喪失 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事務に係る対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事務に係る対象者が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	総合福祉WEL+(子ども医療)、中間サーバー Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、子ども医療費給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事前	平成29年5月30日改正番号法の施行
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所屬長	子育て支援課長 知識伸一	子育て支援課長	事後	
平成30年8月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年5月22日	表紙	薩摩川内市子ども医療費の助成に関する事務	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する事務	事前	制度改正(条例改正)
令和7年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	薩摩川内市子ども医療費の助成に関する事務	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する事務	事前	制度改正(条例改正)
令和7年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の規定に基づき、子どもに係る医療費の一部の助成を行う。 ①助成金受給資格者登録申請及び助成金支給申請並びに申請事項変更届の受付、審査 ②助成金受給資格者証の交付 ③医療費の助成 ④助成金受給資格の喪失	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する条例の規定に基づき、子どもに係る医療費の一部の給付を行う。 ①子ども医療費給付受給資格者登録申請書及び子ども医療費給付金支給申請書並びに登録事項変更届の受付、審査 ②子ども医療費給付受給資格者証の交付 ③医療費の給付 ④受給資格の喪失	事前	制度改正(条例改正)
令和7年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity福祉総合医療費助成(乳幼児医療)、中間サーバー	総合福祉WEL+(子ども医療)、中間サーバー	事後	
令和7年5月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	子ども医療費助成情報ファイル	子ども医療費給付情報ファイル	事前	制度改正(条例改正)
令和7年5月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・薩摩川内市行政手続Iにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 ・薩摩川内市行政手続Iにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月22日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	時点見直し
令和7年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	時点見直し
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、子ども医療費給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		研修を受講し、個人情報を取扱う際には、慎重な態度で望まなければ重大事故につながるという意識づけができています。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する条例の規定に基づき、子どもに係る医療費の一部の給付を行う。 ① 子ども医療費給付受給資格者登録申請書及び子ども医療費給付金支給申請書並びに登録事項等変更届の受付、審査 ② 子ども医療費給付受給資格者証の交付 ③ 医療費の給付 ④ 受給資格の喪失	薩摩川内市子ども医療費の給付に関する条例の規定に基づき、子どもに係る医療費の一部の給付を行う。 ① 子ども医療費給付受給資格者登録申請書及び子ども医療費給付金支給申請書並びに登録事項等変更届の受付、審査 ② 子ども医療費給付受給資格者証の交付 ③ 医療費の給付 ④ 受給資格の喪失 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事務に係る対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事務に係る対象者が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH対応に伴い追記
令和7年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③ システムの名称	総合福祉WEL+(子ども医療)、中間サーバー	総合福祉WEL+(子ども医療)、中間サーバー Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH対応に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	PMH対応に伴い追記